

平成29年1月19日

介護予防訪問（通所）介護事業所 各位

藍住町健康推進課

介護予防・日常生活支援総合事業にかかる変更契約等の締結について（通知）

日頃は、本町の介護保険事業の運営に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、藍住町においては平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施します。

本町では、平成29年4月1日付けで総合事業への一斉移行を予定しているため、4月1日以降は、現要支援認定者にかかる介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、介護保険法第115条の45第1項第1号に規定された第一号事業として取り扱うこととなります。

そのため、各事業所におかれましては、介護保険関係法令及びガイドライン等を御参照の上、総合事業が開始される平成29年4月1日までに、現在要支援者との間で締結されている契約書及び重要事項説明書等について、総合事業に対応した内容へ変更していただき、変更契約の締結をお願いします。

また、今後、新たに契約を締結する場合は、総合事業に対応した契約内容とするよう御留意ください。

その他、運営規程、定款等についても、併せて変更をお願いします。

以上

藍住町健康推進課 介護保険担当

TEL: 637-3115